

# NEDOにおける研究評価・事業評価について (中間/事後評価)

## 1. NEDOにおける研究評価・事業評価の位置付けについて

NEDOは、全ての事業について評価を実施することを定め、不断の業務改善に資するべく評価を実施しています。評価はその実施時期により、事前評価、中間評価、事後評価及び追跡調査・評価に分類されます。

NEDOでは研究開発マネジメントサイクル（図1）の一翼を担うものとして当該評価を位置付け、評価結果を被評価事業等の資源配分、事業計画等に適切に反映させることにより、事業の加速化、縮小、中止、見直し等を的確に実施し、技術開発内容やマネジメント等の改善、見直しを的確に行っていきます。

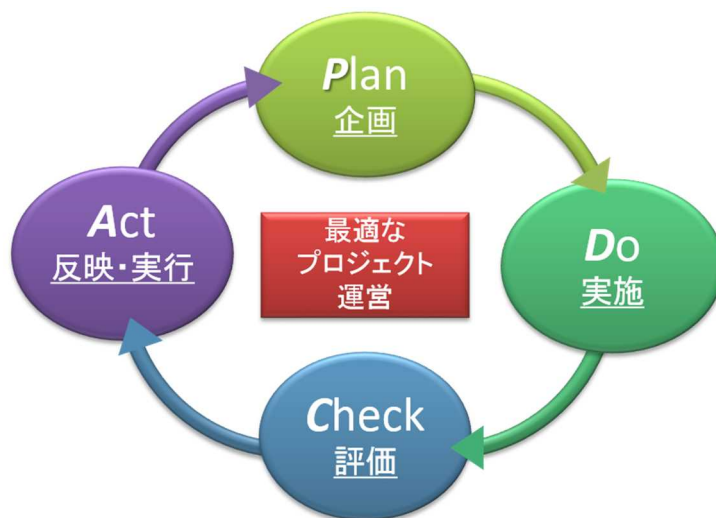


図1 研究開発マネジメントサイクル概念図

## 2. 評価の目的

NEDOでは、次の3つの目的のために評価を実施しています。

- (1) 業務の高度化等の自己改革を促進する。
- (2) 社会に対する説明責任を履行するとともに、経済・社会ニーズを取り込む。
- (3) 評価結果を資源配分に反映させ、資源の重点化及び業務の効率化を促進する。

## 3. 評価の共通原則

評価は、次の5つの共通原則に従って実施します。

- (1) 評価の透明性を確保するため、評価結果のみならず評価方法及び評価結果の反映状況を可能な限り被評価者及び社会に公表する。
- (2) 評価の明示性を確保するため、可能な限り被評価者と評価者の討議を奨励する。
- (3) 評価の実効性を確保するため、資源配分及び自己改革に反映しやすい評価方法を採用する。
- (4) 評価の中立性を確保するため、外部評価又は第三者評価のいずれかによって行う。
- (5) 評価の効率性に留意するため、研究開発等の必要な書類の整備及び不必要な評価作業の重複の排除等に務める。

#### 4. 評価の種類

NEDO では、事業の規模、目的、内容および性格に応じて、評価を行っています。評価は、次の種類に大別されます。

##### 【プロジェクト評価】

NEDO が自ら定めたプロジェクト基本計画に基づき実施する研究開発事業に係る評価。

##### 【制度評価】

研究開発内容及び実施者を公募・選定して実施する研究開発事業に係る評価。

##### 【事業評価】

技術評価の対象事業を除く事業に係る評価

#### 5. 評価の時期

評価は、その実施時期により、事前評価、中間評価、事後評価および追跡調査・評価に分類されます。

- ・ 中間評価：実施発期間が5年以上の場合、その中間年（3年目程度）に実施。ただし、技術動向、政策動向に応じ、必要と認める場合は予定していた時期に係わらず評価を実施。
- ・ 事後評価：事業終了後（概ね終了年の翌年）に実施。  
なお、事後評価の前倒し実施（\*）は事業終了年度に実施。

\*NEDOの「技術評価実施規程」または「事業評価実施規程」に従い、事後評価は、その成果を次の事業に反映するために必要な場合等において、事業終了年度に実施し、その結果を次の事業の企画立案等に活用する。

#### 6. 評価の実施体制

プロジェクト評価は、概ね図2に示す体制で実施しています。

1. 研究評価を統括する研究評価委員会を、NEDO内に設置します。
2. 評価対象毎に、当該技術に関する外部の専門家、有識者等を評価委員とした研究評価分科会を、研究評価委員会の下に設置します。
3. 当該分科会において、評価を行い、評価報告書（案）を取りまとめた上、研究評価委員会に諮ります。
4. 研究評価委員会での審議を経て評価報告書が確定され、理事長に報告されます。

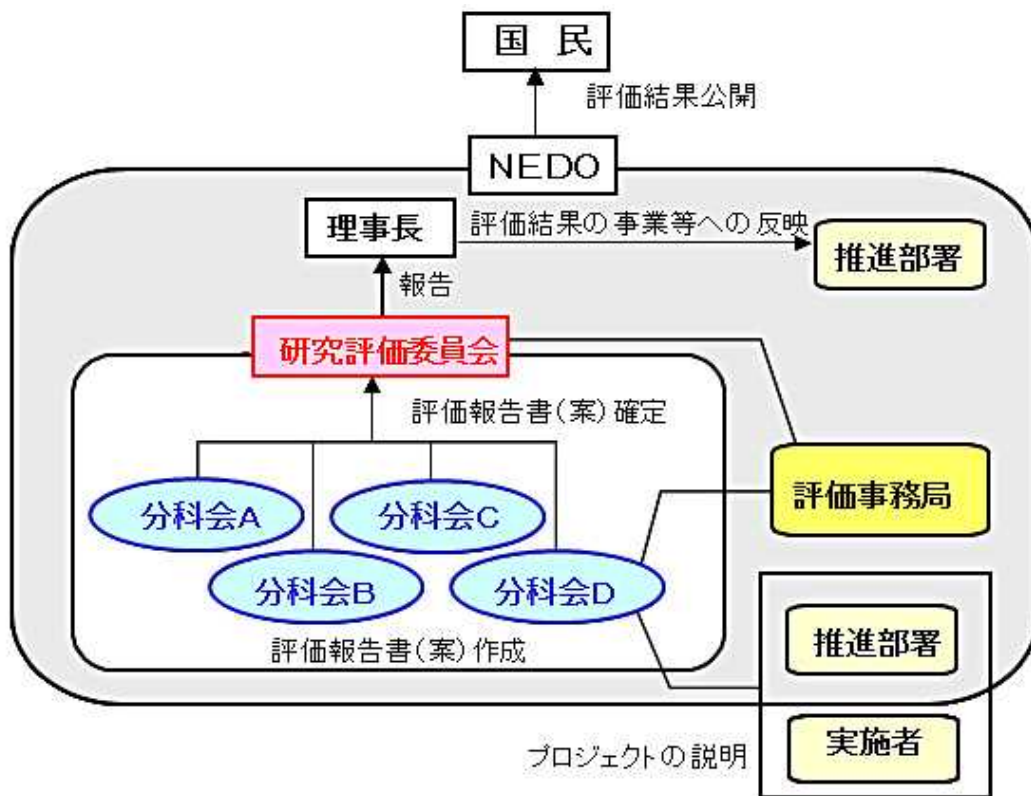


図2 評価の実施体制

制度評価・事業評価についてもほぼ同様の体制で実施します。なお、制度評価・事業評価（国際実証個別テーマ事後評価を除く）では、被評価者に実施者は含みません。

## 7. 分科会委員

分科会は、対象技術の専門家、その他の有識者から構成します。

## 8. 評価項目・基準

各評価の標準的評価項目・基準は別紙【参考資料】のとおり。

## 9. 中間・事後評価の流れ

各評価は概ね図3のフローの通り実施されます。

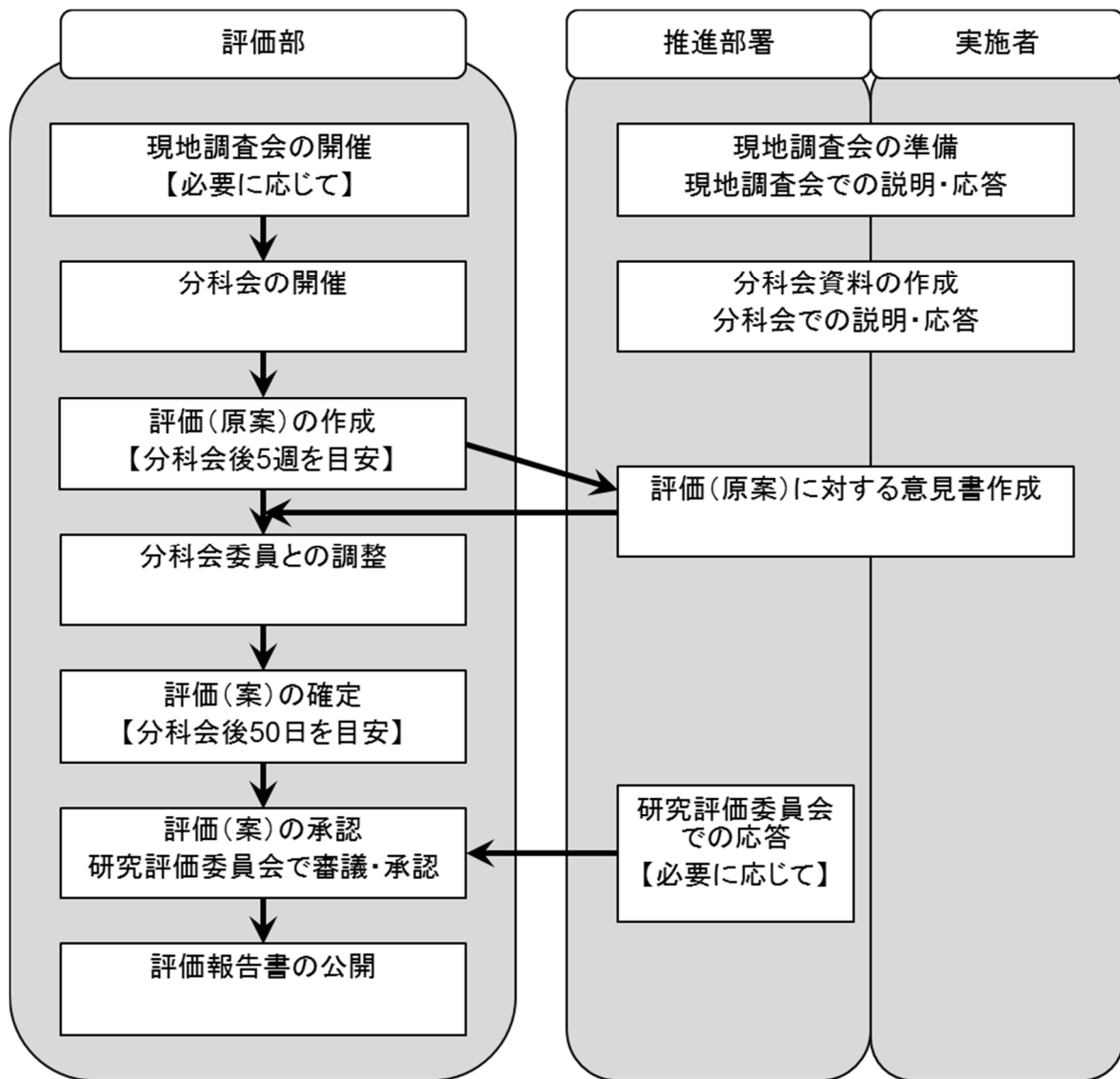


図3 評価の実施フロー

※制度評価・事業評価については、現地調査会を実施しません。

—以上—